

積立定期預金規定

1. 預金の預入れ等

この預金の預入れは、1回1,000円以上とし自動振替でも預入れができます。

2. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、通帳を持参かつ届出の印鑑との照合ができるものにかぎります。

3. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. 預金の種類、継続方法等

この預金口座は、原則として期日指定定期預金をベースとして受入れる個人専用の預金です。この預金への預入れは、あらかじめ指定をうけた積立形態区分により次のとおり取扱います。

- (1) 満期自由型の場合
 - ① 預入れのつど、個別に3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金としてお預りします。
 - ② 前①により預入れされた個別の期日指定定期預金は、最長預入期限にその元利合計金額をもって前回と同じ期日指定定期預金として継続します。
 - ③ 継続された預金についても以後同様とします。
- (2) 満期指定型の場合
 - ① 満期日は、この預金の口座を開設した日から1年目の応当日以降の日を指定することができます。なお、この預金は満期日の1か月前までに預入れることができます。
 - ② 預入のつど、この通帳記載の満期日までの期間に応じて次の種類の定期預金としてお預りします。
 - A. 預入日から満期日までの期間が1か月以上1年末満の場合………指定日を満期日とする期日指定扱い自由金利型定期預金(M型)
 - B. 預入日から満期日までの期間が1年以上3年以下の場合………指定日を満期日とする期日指定定期預金
 - C. 預入日から満期日までの期間が3年超3年3か月末満の場合………当初1年の自由金利型定期預金(M型)を作成し、期日に元利合計額をもって指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。
 - D. 預入日から満期日までの期間が3年3か月以上の場合
 - a. 当初3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金を作成する。
 - b. その期日の元利合計額をもってA・B・C・D・aの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により満期日までの期間に応じた自由金利型定期預金(M型)および期日指定定期預金に継続します。
 - ③ 定期預金のおまとめ
この預金は、同一日に複数の継続預金があるときは、それらを合算して1口の定期預金として継続します。

5. 支払時期等

- (1) 満期自由型の場合
 - ① 満期日は、預入日(継続日を含みます)から1年経過後に指定することができます。この場合当店に対し、その1か月前までに通知を必要とします。
なお預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上1千円単位の金額に指定してください。
 - ② 指定された満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、満期日の指定がなかったものとします。
- (2) 満期指定型の場合
 - ① この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
 - ② この預金口座の各々の定期預金のうち、種類が期日指定定期預金分については満期日を変更することができます。
この場合前(1)の①、②の取扱いによります。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、前記4条の(1)①、②、③の場合は預入日現在における当行所定の利率により計算し、前記4条の(2)②の場合は期日指定定期預金と自由金利型定期預金(M型)の預入期間に応じた預入日現在における当行所定の方法により表示する利率により計算します。
期日指定定期預金は、預入日から満期日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年末満の場合
預入日における2年末満利率

- B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
預入日における2年以上利率

- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なおこの場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 満期日以後の利息(継続を停止した場合における満期日以後の利息を含む)は満期日から解約日または書替継続日の前日まで期間及び日数について、次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合………解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合………書替継続日における普通預金の利率
- (4) 当行がやむを得ないと認める場合を除き、この預金は、満期日前に解約できません。当行がお客様からの解約請求に応じる場合、下記8.(2)の規定により解約する場合など、満期日前に解約する場合、その利息は、期日指定定期預金については、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって1年複利の方法により計算し、自由金利型定期預金(M型)については、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって計算し、元金とともに支払います。
ただし、その利率が解約時の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。
 - ① 期日指定定期預金の場合
 - A. 6か月末満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年末満………2年以上利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月末満………2年以上利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年末満………2年以上利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月末満………2年以上利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年末満………2年以上利率×90%
 - ② 自由金利型定期預金(M型)
 - A. 6か月末満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年末満………約定利率×50%
- (5) 付利単位
 - ① 預入金額ごとの預金が、期日指定定期預金の場合、この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合、この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
7. 反社会的勢力との取引拒絶
この預金口座は、後記8.(2)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記8.(2)の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
8. 預金の解約、一部の支払い
 - (1) この預金を解約または期日指定定期預金の一部の支払いをするときは、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
 - (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

積立定期預金規定

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

9. 非課税貯蓄限度超過時の取扱い

- (1) 少額貯蓄非課税制度を適用し自動振替による預入れにより、非課税貯蓄限度額を超過する場合は、自動振替を停止します。
- (2) 前記第4条、第6条に規定する利息の元金の組入れにより、非課税貯蓄限度額を超過することとなるときは自動継続を中止します。

10. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

11. 印鑑照合

元利金請求書、諸届その他の書類に使用された印影を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 成年後見人等につき補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (5) 前3項・4項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (6) 前各項の届け出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金などの債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 通知等

第10条第1項に定める届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事由により、当行が発送した通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上